

資料④自転車活用推進計画進捗状況（A3判）

実施主体	取組番号	取組	内容	R3年度実施内容	R4年度予定	課題等	備考
市/警察	I-①	自転車安全利用に関する啓発	○自転車安全利用五則（13歳未満の子どものヘルメット着用など）等の交通ルールの周知や運転マナーの向上を図るため、交通安全教室などの啓発活動を継続して実施する。 ○市役所をはじめとする大規模事業所での啓発や、あらゆる年齢層への啓発を推進する。 ○楽しみながら交通安全の意識の浸透を図ることを目的としたイベントを開催する。	伊丹警察署等の関係機関や外部講師と連携し、高校生をはじめ地域向け自転車交通安全教室を実施する。 【実施回数：R3.11月末時点】 高等学校：4回 参加人数：2,161人 地域向け：5回 参加人数：336人 企業・団体：3回 参加人数：185人 警察署と共催で、交通安全クイズ、白バイ展示、動画上映など、コロナ禍でも実施可能な方式でイオンモール伊丹にてイベントを開催する。（12月4日） 670千円	伊丹警察署等の関係機関や外部講師と連携し、高校生をはじめ地域向け自転車交通安全教室を実施する。また、交通安全意識の向上と交通事故の削減を目的としたイベントを開催する。	自転車利用者に対して、交通ルールの遵守やマナーの大切さについて関心を持ってもらえるような啓発が必要である。	
				学校、事業所に対する自転車ルールの啓発を実施する。 【実施回数：R3.10月末時点】 小学校14校 中学校4校 高校4回 自転車利用者の多い主要交差点やスーパー等商業施設における啓発活動を実施する。 市と共催で、交通安全クイズ、白バイ展示、動画上映など、コロナ禍でも実施可能な方式でイオンモール伊丹にてイベントを開催する。（12月4日）	自転車交通安全教室を初め、様々な機会を捉えて自転車の通行ルール等が浸透するよう啓発活動を実施する。 関係機関や交通ボランティア等と連携して、交通安全イベントを開催する。	【伊丹警察署】	
市/警察	I-②	学校教育での自転車交通安全教室の実施	○学校における教育活動として、自転車安全利用五則等の交通ルールに関する指導を行う。	市内の全市立小・中・高等学校で、警察、トラック協会等と連携した自転車交通安全教室を実施することにより、児童生徒の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守や交通マナーの向上を図る。	市内の全市立小・中・高等学校で、警察、トラック協会等と連携した自転車交通安全教室を実施することにより、児童生徒の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守や交通マナーの向上を図る。	関係機関と協議し、より効果的な内容を検討する。	
				市等の関係機関と連携し、小・中学高等で自転車交通安全教室を実施する。 【実施回数：R3.10月末時点】 小学校14校 中学校4校 高校4回	市等の関係機関と連携し、小・中学校等で自転車交通安全教室を実施する。	【伊丹警察署】	
市	I-③	自転車安全利用啓発指導員による啓発・指導	○ボランティアによる自動車安全利用啓発指導員を委嘱し、自転車の安全利用に関する啓発・指導を実施する。	各地域における啓発・指導の他、市の自転車交通安全イベント等で啓発活動を実施する。	各地域における啓発・指導の他、市の自転車交通安全イベント等で啓発活動を実施する。	地域で行う防犯活動や通学する児童の見守りと違い、委嘱による活動のため責任が重く感じられる上、無償ボランティアであることから、希望者の確保が困難である。	
市/警察	I-④	警察による指導強化	○自転車利用者に対する啓発・指導を、警察と市が連携して強化する。	伊丹警察署等関係機関と連携し、自転車事故多発地点を中心に街頭啓発を継続して実施する。 【実施回数：R3.11月末時点】 40回	伊丹警察署等関係機関と連携し、自転車事故多発地点を中心に街頭啓発を継続して実施する。	自転車利用者に対して、点検整備の大切さについて関心を持ってもらえるような情報の発信が必要である。	
				市と連携し、自転車関係事故の実態や市民からの要望等を踏まえて、自転車利用者に対する街頭啓発・指導活動を実施する。	市と連携し、自転車関係事故の実態や市民からの要望等を踏まえて、自転車利用者に対する街頭啓発・指導活動を実施する。	【伊丹警察署】	
市	I-⑤	自転車事故マップの作成	○小学校区単位で自転車事故の発生場所を示した自転車事故マップを作成し、公開することで安全走行に対する意識向上を図る。	小学校区単位で自転車事故の発生場所を示した『自転車ハザードマップ』を作成し、市ホームページで公開する。また、交通安全教室で『自転車ハザードマップ』を基に危険箇所の解説を行い、安全走行に対する意識の向上を図る。	『自転車ハザードマップ』を活用した交通安全教室を実施するとともに、広報特集号にて『自転車ハザードマップ』を中心とした交通安全啓発記事を掲載する。	自転車利用者に対して、交通ルールの遵守やマナーの大切さについて関心を持ってもらえるような啓発や情報の発信が必要である。	

資料④自転車活用推進計画進捗状況（A3判）

実施主体	取組番号	取組	内容	R3年度実施内容	R4年度予定	課題等	備考
市	I-⑥	自転車保険の加入推奨	○様々な機会を通じて自転車賠償保険への加入を推奨する。	市ホームページ、自転車交通安全教室、街頭イベントにおいて自転車損害賠償保険等の加入を推奨する。	市ホームページ、自転車交通安全教室、街頭イベントにおいて自転車損害賠償保険等の加入を推奨する。	県条例により、加入は義務化されているが、加入数の正確な把握が困難である。	
市	I-⑦	自転車点検整備の啓発	○交通安全教室や広報活動などで自転車の点検整備に関する啓発を行う。	自転車交通安全教室や街頭啓発イベント等を通じて、自転車の点検整備に関する啓発を実施する。	自転車交通安全教室や街頭啓発イベント等を通じて、自転車の点検整備に関する啓発を実施する。	自転車利用者に対して、点検整備の大切さについて関心を持ってもらえるような情報の発信が必要である。	
市/警察	II-①	自転車通行空間の整備	○「自転車ネットワーク計画」に基づき、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進する。 ○都市計画道路の整備やバリアフリー化に伴う歩道のリニューアル工事等、各事業との連携を図り、整備を推進する。	自転車通行空間整備予定 計 9.0km <市> ・自転車専用通行帯：0.4km 市道昆陽車塚線 <兵庫県> ・用地補償等 (一)米谷昆陽尼崎線	自転車通行空間整備予定 計 9.2km <市> ・自転車専用通行帯：0.2km 市道昆陽車塚線（完了） <兵庫県> ・自転車通行空間整備予定：0.2km (一)山本伊丹線 ・用地補償等 (一)米谷昆陽尼崎線		
				道意線の自転車レーンの延伸に伴い、「自転車専用通行帯」の交通規制を南北それぞれ約400メートル延伸する。	道路管理者と連携し、安全で快適な自転車の通行空間の確保に努める。	【伊丹警察署】	
市/警察	II-②	道路標識や道路標示等の適切な設置運用	○自転車交通を含めた全ての交通に対して、安全で円滑な通行を図るため、道路標識や道路標示等の見直しも含めた適切な設置運用を推進する。	道路整備等の事業に併せて実施する。 定期的に道路標識・標示等の交通安全施設を点検し、劣化・摩耗したものについては補修・交換を行う。	道路整備等の事業に併せて実施する。 定期的に道路標識・標示等の交通安全施設を点検し、劣化・摩耗したものについては補修・交換を行う。	【伊丹警察署】	
市/警察	II-③	通学路・生活道路の安全対策	○「伊丹市通学路安全対策推進会議」の開催など関係機関と連携し、継続的に通学路の安全確保に向けた取組を行う。 ○道路管理者と公安委員会が連携し、「物理的デバイス」の設置により、ハードとソフト双方からの安全対策に努める。 ○必要に応じて、カーブミラーやカラー塗装、防護柵、ガードレールなどを整備する。 ○自転車需要の特に多い中学生・高校生の通学（経）路や生活道路において、関係機関と連携のうえ、自転車ピクトグラムの設置等の検討を行う。	伊丹市通学路安全対策推進会議設置要綱に基づき、伊丹市通学路安全対策推進会議を開催し、学校や地域から提出された要望書等や、「通学路における合同点検等実施要領」（文部科学省、国土交通省、警察庁）に基づく危険箇所等の報告をもとに、合同点検を実施の上、当該箇所に対する安全対策について協議、検討し、必要に応じて安全対策を講じる。 一方通行の無信号交差点における法定外路面標示「自転車止まれ」マークを設置し効果検証を実施する。 【設置箇所：R3. 11月末時点】 2箇所 通学路安全対策推進会議や千葉県八街（やちまた）市の事故を受け、通学路における緊急合同点検を実施する。 現地調査を通じて、道路の形態や利用状況、交通状況等を再確認し、適切な安全対策に取り組む。	伊丹市通学路安全対策推進会議設置要綱に基づき、伊丹市通学路安全対策推進会議を開催し、学校や地域から提出された要望書等をもとに、合同点検を実施の上、当該箇所に対する安全対策について協議、検討し、必要に応じて安全対策を講じる。 自転車に対する注意喚起として、路面シールの設置を検討する。 道路の形態や利用状況、交通状況等を再確認し、適切な安全対策に取り組む。	朝の通勤・通学の時間帯において、歩道内を速いスピードで走行する、児童生徒が横断歩道を渡るうとしていても停車しない、一時停止の標識で止まらない等、自転車安全利用のルールやマナーを守らない自転車利用者が存在する。 「自転車止まれ」マークの設置直後は、一時停止する自転車が増加したが、時間の経過に伴い減少傾向となったことから、さらなる設置については検討が必要である。	
				市民からの要望等に基づき、道路管理者と連携して設置を検討し、安全対策を講じる。	市民からの要望等に基づき、道路管理者と連携して設置を検討し、安全対策を講じる。	【伊丹警察署】	

資料④自転車活用推進計画進捗状況（A3判）

実施主体	取組番号	取組	内容	R3年度実施内容	R4年度予定	課題等	備考
市	II-④	街路樹の適切な管理	○「伊丹市街路樹管理計画」に基づき、街路樹の更新・再整備並びに剪定や点検等の維持管理を適切に実施し、安全・安心な道路づくりと、良好な都市景観を創出し、自転車等の走行環境を改善・向上させる。	歩道の再整備により、安全・安心な通行空間を確保する。 ・市道伊丹森本線 L=0.4km	歩道の再整備により、安全・安心な通行空間を確保する。 ・市道桑津口酒井線 L=0.5km		
市	II-⑤	無電柱化の推進	○「伊丹市無電柱化推進計画」に基づき、電線類の地中化を推進し、良好な都市景観を創出するとともに、災害時における2次災害防止を図る。	<市> ・市道中央6003号線及び市道中央6004号線 電線共同溝工事及び歩道舗装工事（令和2年度からの繰越工事） ・市道中央天津線（産業道路から西側） 電線共同溝工事	<市> ・市道中央6003号線及び市道中央6004号線 車道舗装工事 ・市道中央天津線（産業道路から東側）及び（都）山田伊丹線（昆陽泉町工区） 電線共同溝工事 電線共同溝工事 <兵庫県> ・（都）塚口長尾線（昆陽南工区） 電線共同溝工事		
市/警察	II-⑥	警察による取締強化	○自転車レーン上の駐停車車両の啓発・取締りを、警察と市が連携して強化する。	自転車レーン上の駐停車車両の啓発・取締りを警察と連携して実施する。	自転車レーン上の駐停車車両の啓発・取締りを警察と連携して実施する。	取締りを行う権限を持たないことから、市単独での実施は困難である。	
				自転車レーン整備路線は、駐車監視員活動ガイドラインの重点路線・重点地域に指定しており、駐車監視員による重点的な巡回や、警察による取締りを実施する。	駐車監視員による重点的な巡回や、警察による取締りを実施し、自転車総合対策の計画的かつ適切な推進を図る。	【伊丹警察署】	
市	III-①	放置自転車等の啓発・指導	○配置場所・時間変更など、効果的な駐輪指導員の配置により、自転車等の放置防止に関する啓発・指導を実施する。	駐輪啓発指導を継続的に行う。	駐輪啓発指導を継続的に行う。	放置自転車等が減少していることから、今後は、事業の効率化の検討が必要である。	
市	III-②	放置自転車等の撤去強化	○撤去時間のランダム化を実施するなど、放置自転車等に対する取締りを継続して行う。	放置自転車等の撤去時間のランダム化を行う。	放置自転車等の撤去時間のランダム化を行う。		
市	III-③	自転車駐車場の計画的な保全	○電動アシスト自転車など大型化の進んだ自転車への収容対応や収容台数の見直しなども含め、自転車駐車場の円滑な利用環境の確保と機能維持のため、計画的な維持管理と改修を推進する。	・阪急伊丹駅前地下自転車駐車場 湧水・汚水ポンプ更新工事 防排煙制御設備更新工事 ・JR北伊丹駅前自転車駐車場 機械式駐輪ラック整備	・平松自転車駐車場 バイコレーター更新工事 ・各自転車駐車場 新500円硬貨への対応	利用実態や利用ニーズに対応しながら計画的な修繕・長寿命化により、ライフサイクルコストの低減を図る。	

資料④自転車活用推進計画進捗状況（A3判）

実施主体	取組番号	取組	内容	R3年度実施内容	R4年度予定	課題等	備考
市	Ⅲ-④	自転車の盗難防止	○交通安全教室や毎月26日（ツーロック）に実施する啓発イベントなどを通して、自転車盗難発生防止を図る。	交通安全教室や商業施設の駐輪場等での啓発イベントにおいて、啓発物を配布し自転車盗難防止を図る。 【実施回数：R3.11月末時点】 3回	交通安全教室や啓発イベントを通じて、自転車盗難防止を図る。	コロナ禍でも実施可能かつ、施策の促進に効果的な啓発の実施が必要である。	
市	Ⅳ-①	サイクリングモデルルート環境整備	○健康のためのスポーツサイクルや、地域の魅力を楽しむサイクリングのため、兵庫県が推進する「サイクルツーリズム」と連携し、サイクリングモデルルート環境整備を行う。 ○自転車がモデルルート上を安全に走行できるように、路肩整備や路面標示等の安全対策を推進する。 ○ルート近くのビューポイントを「休息施設」と位置付け、休憩・トイレ・情報収集が可能な場所に、市内自転車店を「サイクルステーション」と位置付け、自転車整備・トイレ・情報収集が可能な場所に、観光物産ギャラリーを「インフォメーション施設」と位置付け、お土産購入・トイレ・情報収集が可能な場所にするなど、受け入れ環境を整える。	阪神間都市で連携のうえ、ルートの案内看板・距離標等の設置を行い、環境整備を図る。 案内看板等設置 N=4箇所 安全で快適な通行を確保するため、道路の適切な維持管理の実施する。	安全で快適な通行を確保するため、道路の適切な維持管理の実施する。		
市	Ⅳ-②	バス停留所隣接の自転車駐車場整備の検討	○公共交通機関を補完する自転車と路線バスの乗り換えの利便性を高めるため、市バス停留所隣接の自転車駐車場整備を検討する。	市バス停留所隣接の自転車駐車場整備に適した土地を検討する。	市バス停留所隣接の自転車駐車場整備に適した土地を検討する。	適当な土地の選定・調査が必要である。	
市	Ⅳ-③	シェアサイクル等の検討	○来街者にとっても移動の利便性を高めるため、シェアサイクルやレンタサイクルなど、公共交通を補完する移動手段を検討する。	シェアサイクルなど公共交通を補完する移動手段について情報収集を行い、導入の可能性を検討する。	シェアサイクルなど公共交通を補完する移動手段について情報収集を行い、導入の可能性を検討する。	採算性やニーズ、導入エリア等の整理が必要である。	
市	Ⅳ-④	災害時の自転車活用	○自転車の特徴を踏まえ、災害時における自転車の活用について検討する。	自転車の特徴を踏まえ、災害時における自転車の活用について検討する。	自転車の特徴を踏まえ、災害時における自転車の活用について検討する。		
市	Ⅳ-⑤	自転車通勤の促進	○毎月20日の「ノーマイカーデー」の徹底により、自転車通勤およびその他公共交通機関の利用を促進する。 ○「自転車通勤導入に関する手引き」等の活用により、自転車通勤を促進する。	「ノーマイカーデー」の啓発ポスターの掲示と啓発用品のポケットティッシュを市役所で配布し、自転車通勤及びその他公共交通機関の利用の促進を行う。	「ノーマイカーデー」の啓発ポスターの掲示と啓発用品のポケットティッシュを市役所で配布し、自転車通勤及びその他公共交通機関の利用の促進を行う。	「阪神地域ノーマイカーデー推進連絡会」から「阪神地域クリーンエネルギー自動車推進連絡会」へ変更されるため、今後の連絡会の取組に注視する必要がある。	